

令和6年度1月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時	令和7年1月27日(月)	午前9時30分～午前10時40分
開催場所	所沢市役所502会議室	
議案	議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
	議案第2号	農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
	議案第3号	農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
	議案第4号	農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について(その1)
	議案第5号	農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について(その2)
	議案第6号	農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について(研修農地)

出席委員	1番 斎藤 昇	2番 二上 茂雄	3番 池之谷 昭治
	4番 岩崎 良一	5番 肥沼 一彦	6番 齊藤 喜代治
	7番 田中 宏	8番 吉田 英和	9番 北田 良孝
	10番 栗原 明夫	11番 栗原 茂	12番 平岡 豊子
	13番 鹿島 正之助	14番 肥沼 正明	15番 中 茂紀
	16番 水村 英紀		

欠席委員 17番 新井 祥穂

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号6番 齊藤 喜代治委員、7番 田中 宏委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字霞ヶ台の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,532平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は交換によるものです。権利事由は交換による所有権移転です。なお、本件については、受人が所有する川越市の農地と、渡人が所有する所沢市の農地を交換するためのものです。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字城字十三部です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,354平方メートルの内、173.20平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場、通路、直販カートです。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については農用地区域と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、来客用の駐車場、通路、直販カートを設置するものです。なお、本件は9カ月間の一時転用です。

申請番号2番、所在地は三ヶ島一丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて186.57平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を妻の父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり農用地区域と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,747平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中新井字富士見台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて990平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和7年2月1日から令和10年1月31日までの3年間です。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画
については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画
については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定といたします。

4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（その1）

議長：「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（その1）」事務局から説明をお願いします。

事務局：議案の説明に先立ちまして、「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（その1）」及び「議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（その2）」について、概要をご説明いたします。

農地の貸借については、これまで農業経営基盤強化促進法による利用権設定が一般的でしたが、令和5年4月1日に法が改正され、利用権設定による貸借が廃止され、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農地中間管理機構を通じた農地の貸借が新設されました。内容としては、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を定め、その計画に基づいて農地の貸借を行うものとなっています。

大きな違いとしては、これまでは、農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、農業委員会が各申出について、決定の有無を審議していましたが、農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理権等の設定については、各申出を基に農地中間管理機構が作成した、農用地利用集積等促進計画に対する意見の有無を回答することとなります。このため、農地の貸借については、最終的に埼玉県が認可、告示することでその効力が発生します。

農業委員会の役割としては、その計画において、農地中間管理機構から転借を受ける人の営農状況及び耕作状況や、農地中間管理機構へ貸借を行うことについて、問題がないかを確認することとなっています。仮に、その計画自体に問題があった場合は、農業委員会から「意見あり」として、農地中間管理機構へ回答します。意見があった場合は、農地中間管理機構が定めた計画と農業委員会が求める計画に齟齬があったとして、その計画をやり直すこととなります。

今回、議案第4号及び議案第5号については、「その1」「その2」として議案を分けていますが、これは、後ほど審議していただく促進計画に問題があった場合、計画全体がやり直しとなってしまうことから、営農条件及び耕作状況に関して問題があると判断される案件については、あらかじめ促進計画を分け、議案として諮ることとしています。農業委員の皆様におかれましては、それぞれ個別の促進計画として、審議していただきますようお願いいたします。

それでは、「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（その1）」ご説明いたします。

申請番号1番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて774平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間です。

申請番号2番、転借人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は2,472平

方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年4月7日から令和10年4月6日までの3年間です。

申請番号3番、転借人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は330平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年4月7日から令和10年4月6日までの3年間です。

申請番号4番、転借人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目です。現況地目は畑で、面積は495平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年4月7日から令和10年4月6日までの3年間です。

申請番号5番、転借人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の8筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は8筆合わせて7,545平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。

申請番号6番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字宮ノ前の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて4,997平方メートルです。新規に使用賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間です。

申請番号7番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字上山口字東峰です。現況地目は畑で、面積は909平方メートルです。新規に使用賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。

申請番号8番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字武蔵野の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて2,487平方メートルです。新規に使用賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間です。

申請番号9番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字本郷字東上の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて3,282平方メートルです。新規に使用賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間です。

申請番号10番、転借人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字本郷字東上の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて7,532平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。

申請番号11番、転借人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字本郷字大波の9筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は9筆合わせて4,011平方メートルの内3,893平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。

申請番号12番、転借人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおり

りです。所在地は大字本郷字大波の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて1,771平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

申請番号13番、転借人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は糶谷です。現況地目は畑で、面積は1,495平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間です。

以上13件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めま。よって、申請番号1番については、承認といたしま。す。

議長： 申請番号2番から4番までですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： (異議なし)

議長： それでは、申請番号2番から4番までについて審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号2番から4番までについて、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番から4番までについて、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めま。よって、申請番号2番から4番までについては、承認といたしま。す。

議長： 申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号5番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号5番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5番については、承認といたします。

議長： 申請番号6番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほど願います。

議長： 申請番号6番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号6番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号6番については、承認といたします。

議長： 申請番号7番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほど願います。

議長： 申請番号7番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号7番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号7番については、承認といたします。

議長： 申請番号8番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほど願います。

議長： 申請番号8番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号8番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号8番については、承認といたします。

議長： 申請番号9番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問

題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号9番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号9番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号9番については、承認といたします。

議長： 申請番号10番から12番までですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： (異議なし)

議長： それでは、申請番号10番から12番までについて審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号10番から12番までについて、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号10番から12番までについて、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号10番から12番までについては、承認といたします。

議長： 申請番号13番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号13番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号13番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号13番については、承認といたします。

それでは、議案第4号については、全ての案件が承認となりましましたので、農用地利用集積等促進計画(原案)に係る意見照会について、農業委員会からの意見はなしとして回答してよろしいでしょうか。

委員： (異議なし)

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しましました。

5 議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（その2）

議長：「議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（その2）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（その2）」ご説明いたします。

申請番号1番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて3,191平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間です。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、現地は耕耘されていますが、ビニールシートと一緒に耕耘してしまい、周囲の農地にビニールの破片が飛んでしまいそうな状況がありました。また、昨年末に現地確認をした際には、作付けした作物が収穫されないまま放置されていた状況もありました。そのため、農地として適切に管理ができているか疑義がありますので、これまでの耕作状況について、事務局で把握している点がありましたらおしらせください。

事務局：転借人は、令和7年4月1日から就農予定の研修生です。正式には、本日の総会後に開催される就農支援・就農判定会議において就農の是非を決定します。ただし、会議開催に当たって、研修生の指導農家に対し、これまでの農地の管理状況等を確認したところ、適切に管理されているとは言えず、作付け状況等を鑑みて、就農するには厳しい状況であることを確認しております。事務局としても、これまでの転借人の耕作状況を確認した際に、農地に雑草が生えていたことや、作付けした作物が収穫されていなかったことから、農地を今後適正に管理することができないと考えています。仮に、今回の農地中間管理事業の推進に関する法律による貸借が県から認可となっても、判定会議で就農が認められない場合は、その貸借は無効となります。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（挙手なし）

議長：挙手がありません。よって、申請番号1番については、承認しないことといたします。

それでは、議案第5号については、承認しないこととなりましたので、農業委員会からの意見は、質疑応答での内容を基に取りまとめ、意見ありとして回答してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長：ご異議なしと認め、そのように決定しました。

6 議案第6号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（研修農地）

議長：「議案第6号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（研修農地）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第6号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（研修農地）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、研修生は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて4,630平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、研修期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間です。

申請番号2番、受人、渡人、研修生は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字窪野の9筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は9筆合わせて2,688.06平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、研修期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間です。

申請番号3番、受人、渡人、研修生は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字窪野の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,383平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、研修期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間です。

以上3件です。

議長：申請番号1番から3番までですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長：それでは、申請番号1番から3番までについて審議します。初めに、中富地区について、私が地区担当ですので意見を発表します。

申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。

次に、南永井地区について、地区担当の意見をお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。

議長：申請番号1番から3番までについて、質疑、意見はありますか。

委員：今回の研修生の年齢から見て、新規就農者としての補助金は交付されるのでしょうか。

事務局：新規就農に関しては、経営開始資金として補助金が交付されますが、交付を受ける要件として、年齢が45歳までと定められていますことから、本件の研修生に対しては、補助金は交付されま。

議長：他に質疑、意見はありますか。

他に質疑、意見がないようですので、申請番号1番から3番までについて、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めま。よって、申請番号1番から3番までについては、承

認といたします。

それでは、議案第6号については、全ての案件が承認となりましたので、農業委員会からの意見はなしとして回答してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長：ご異議なしと認め、そのように決定しました。

7 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、15件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、11件の届出がありました。

「報告事項4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、2件の証明の交付を行いました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1件の証明の交付を行いました。

「報告事項6 農地賃借料情報の提供について」ですが、農地法第52条の規定により農地の賃借料の目安となる実勢賃借料について報告します。令和6年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借契約における賃借料水準（10アール当たり）は、100円未満切捨て、使用貸借は含まないもので、平均額10,000円、最高額28,000円、最低額900円となりまして、データ数は58件でした。

8 その他

議長： その他に何かありますか。

ないようですので、以上ですべての議事を終了します。

鹿島会長職務代理者により閉会（午前10時40分）